

市第126号議案

地区センターの指定管理者の指定

次のように地区センターの指定管理者を指定する。

令和8年2月10日提出

横浜市長 山中竹春

名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市師岡コミュニティハウス	港北区菊名六丁目18番10号	一般財団法人こうほく区民施設協会 理事長 関治美	令和8年8月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

横浜市師岡コミュニティハウスの指定管理者を指定したいので、
地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2（第1項から第5項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ。

（第7項から第11項まで省略）